

第2回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成20年10月29日(水) 午後6時00分～午後9時17分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 903会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、金子財政課長、野沢副主幹、石井副主幹、笹原副主幹、丹野主査、西村主査、横瀬副主査、北川副主査、石原副主査、大島主任主事
(説明者) 高齢者福祉課、自治振興課、商工振興課
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 点検シート(案)によるサンプル事業審査
(2) 点検項目についての検討
(3) 今後の進め方について

【議事】

事務局： それでは定刻となりましたので、第2回船橋市補助金制度検討委員会を始めさせていただきます。なお、藤田委員から、多少遅れるというご連絡を受けております。それでは委員長宜しくお願いいたします。

委員長： 傍聴者の入場許可をお願いいたします。

議事録署名人の委員は今泉委員にお願いしたいと思います。

議事録については、異議が無いようですので、議題に入ります。今回は、委員会としてどのように進めるかという話をして結論を出し、今回からは、実際にヒアリングを行うことになりました。まずは、資料の説明について事務局からお願いします。

事務局： それでは次第に沿ってご説明いたします。まず議題1の点検シート案によるサンプル事業審査ということでございますが、第1回の検討委員会で議論があり、また委員長とも相談した結果、他市の事例から交付基準の項目を点検項目といたしまして、資料3にございます点検シートを暫定的に設計しました。そしてその点検シートの有効性を検証するために、本日、試行的に6つのサンプル事業を抽出いたしました。

他市の交付基準については資料6にございますが、資料3の点検シートは適切と思われる点検項目を抽出するとともに、補助金の定義を加え、見やすさにも配慮したものでございます。サンプル事業を審査いただきながら、その様式についてもご検討いただきたいと思います。

点検項目として20項目を拾い出しておりますが、その点数の比重など議論もあろうかと思っておりますし、補助金の内容・性質によりましては、当てはまりの悪いものもあろうかと思っておりますが、最終的な総合評価や今後の方向性に結びつけるための参考として考えていただければと思います。

また、その後の展開として、改善のための最低水準などの設定についても想定いただきながらご審査いただきたいと思います。

次にサンプルとした事業でございますが、資料2にございます対象が特定されている89事業のうち、前回の議論にございましたように、行政サービス改善プランで行政パートナーの皆様にご判断いただいた事業で、金額の高いものから順に担当課3課に出席をお願いしてございます。時間の関係から6事業に限らせていただいております。

資料3にはそれぞれ行政サービス改善プランのチェックシートが添付してございます。なお、前回の委員会で行政サービス改善プランの診断済み事業数を31とお答えいたしました。資料2にあるとおり35事業となります。多くは、補助金の調査と改善プランの

事業区分が異なることによるものです。また、行政パートナー診断のある数は、15件ではなく18件となります。

なお、資料1は、同じく前回にご質問があった補助金・交付金の額について表にしたものです。

それでは、高齢者福祉課からヒアリングを始めたいと思います。委員長お願いします。

委員： ちょっと質問して宜しいでしょうか。事務局に確認したいことがあるのですが、補助金の考え方について、団体運営費と事業費がミックスして含まれているような場合、通常、補助金は事業費を中心に出していると思うが、人件費も含まれているのか、船橋市ではどういう基準があるのか、教えていただきたい。

事務局： 前回の第1回の時に、前回の資料6の中で、特定の事業、研究等の育成、助長のために、船橋市が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの。団体・企業を含む市民の自発性に基づく活動に対して、援助する性質のものを補助金として定義しております。今回、その中で補助先が特定されている事業を89事業抽出いたしまして、これらについて審議いただき、交付基準をご提案いただくという形で進めてございます。

なお前回の資料6には、交付金についても定義しておりまして、交付金は、法令、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として一方的に給付するものとしております。

委員： つまり、団体運営費、いわば団体を維持するための費用も含めて補助金を出しているということですか。

事務局： 補助金の中には、そういうものもございまして。ただその中で、ある程度要綱規則等に基づいて行っているものとそうでないものも入っておりまして、それらは対象事業の中に混在しております。

委員長： 宜しいですか。実際に、今日ヒアリングを行う中で、どういう根拠、考え方、あるいは金額の算定方法を説明していただくことになっていきますので、それが終わった後に整理していきたいと思います。

委員： もう一つ伺いたいのですが、評価について、先程説明のあった20項目で、最高2点の40点というのがあるが、これは事務局の方で作ったということで宜しいでしょうか。

事務局： 委員長とも相談したのですが、他市の事例を参考に、試行的に作成したものです。

委員： 現実にこれは実施されていないということですね。

事務局： ヒアリング等行いながら、精査していただければと思います。

委員長： おそらく、これに即して説明をされると思いますので、その時にこの枠組みがいいかどうか、うまくいかないようであれば変える必要があるし、また言葉がうまくいかないようであれば修正する。こういうことも今日の検討課題の中に入っていますので、それも含めてお考えをいただけたらと思います。

それでは、早速始めたいと思います。最初のグループは、高齢者福祉課で宜しいですか。

事務局： 高齢者福祉課になります。

高齢者福祉課： それでは高齢者福祉課の方から説明させていただきます。

まず老人クラブ助成金になります。行政サービス改善プランのチェックシートに沿って説明いたします。

老人クラブ助成金を交付することにより高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動など老人クラブの円滑な活動を支援することを目的として支援しております。高齢者の親睦や教養の向上を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするため一定の小区域に居住する58歳以上の高齢者35人以上で結成された老人クラブに対し、助成金を交付しております。20年度の老人クラブ数は、283クラブ。1万6,641名。助成金の金額は、

35人以上のクラブに対しまして、均等割月額が6,300円。人員割は51人目から1人年額450円が加算されます。助成対象は、58歳以上の方35人以上で組織されたクラブとなります。

老人クラブに対する補助金の交付については、老人福祉法第13条の規定に基づき、高齢者の福祉の増進を目的とした事業を実施している老人クラブを支援するために交付しているところでありますが、多くの市で国庫補助事業として実施しております。超高齢社会の到来を控え、また団塊の世代が定年を迎えている中、地域において元気高齢者の社会参加の機会の確保、共助社会の構築の推進という観点からも、高齢者自身自らが集い積極的に地域において生きがいつくりや仲間づくりを行っている老人クラブの活動を支援し、活性化を図るために、会員1万6,000人強を抱えている老人クラブに助成金を交付することは有益であり、本事業は高齢者が自主的に活発なクラブ運営を行うことを目的としていることから、今後も支援すべきものと考えます。

本日、岡田副委員長からいただいた件について、お答えしたいと思います。

19年度の実績に関しましては、289クラブ、21,823,200円となっております。51人目以上ですと、加算になりますが、3,607名、1,623,150円となっております。トータルで、19年度実績が23,446,350円となっております。

委員： クラブ数が289ですか。

高齢者福祉課： クラブ数は289です。年度途中で新規加入クラブがございますので、数字が割り切れなくなっております。

委員： 相手先は、老人クラブですか。

高齢者福祉課： 相手先は、単一老人クラブに対しまして、申請をあげていただき、4月に申請を受けまして6月に交付する形となっております。

委員： 国庫補助3分の1と記載がありますが、これは市の補助とは別にあるということですか。

高齢者福祉課： 市から老人クラブに対する助成事業に対して、国から補助金が入ってくるもので、市の財源になります。

委員： 市は結果として、3分の2だけ負担ということでしょうか。

高齢者福祉課： そっくりそのまま対象になるというわけでもございませんが、考え方としてはそういうことになります。

委員： 先程の実績のうち、3分の1は国から援助があると。

高齢者福祉課： 丸々ではありませんが、対象経費については。

委員： ここにはありませんが、クラブ毎に補助金いくらという資料があるのですね。

高齢者福祉課： ございます。

委員： 相手先の決算書はもらっているのですが。

高齢者福祉課： 決算書はもらっております。

委員： 市の方で出した数字が決算書の収入欄に入っているのを確認しているということですね。

高齢者福祉課： 実績報告をあげていただいております。そこで帳簿や通帳等を確認しております。

委員長： 資料3がお手元にあるわけですね。ここで公益性・公平性、必要性、公正性、効果性・効率性の4つの大きな枠の中で、それぞれ5項目ずつ入っています。これを私達は、判断するということになっています。補助対象事業は、多くの市民が日常生活を行う上で、必要不可欠であるかどうかは、担当課での判断はどうか。必要であるということの説明をいただいで、私達はどうか、確かに必要ですねという判断をしていくことになります。ですので、この項目について担当課としての判断をご説明していただきたい。

- 高齢者福祉課： 先程申し上げましたとおり、やはり元気な高齢者の生きがいがづくりや仲間づくりの場の確保という観点から、老人クラブの活動というものは地域に根差した活動ですので、この補助金が出ることによりまして、生きがいがづくりの場が作られていくということは影響が大きいと思っております。
- 委員長： 必要不可欠であると考えていただけて結構だと思います。担当課として考えると説明していただければ。
- 委員： 例えば、今の場ですね。評価項目で、多くの市民が日常生活を行う上で、必要不可欠である、とあります。この場合、58歳以上の方が申請の対象ですね。それに対し、何%カバーしているのか。そういう定義付けの中で、90%以上カバーしているのか。
- 委員： 改善プランチェックシートに10.7%の加入率と記載されており、16万人位この年代でいるけれども、10人に1人、あるいは9人に1人ということになる。
- 委員： ということは、必要不可欠ではないのではないかと考えられる。加入率10%で、他の90%の人が入っていない。6割以上の人が入っていないと、必要不可欠だと言いきれないのではないかと。
- 委員： このクラブは、だいたい町内会毎にあるので、人数だと10%くらい、町内会の数だと40%カバーしていることになる。このような数的な裏付けで公平性とか公益性を判断するから、そういう説明をしていただければいいかなと思います。
- 委員： 先程伺った、事業費として出しているのか、団体運営費も含めて出しているのかという点とも関連して、団体の活動を維持するための内向きの補助金になっていないか。公益性とか公共性と言うのであれば、このサークルが軸となって、どれだけ地域の中や他の人に貢献したかが問われるべきではないかと考えます。悪く言えば仲良しクラブを維持するみtainな形の団体補助になっていないか。説明の中に「高齢化社会を迎えて」とありましたが、そうだとすれば、この団体が軸となって持っている知恵や技術を地域社会に広げていくような積極的な活動につながれば、加入率が1割いかにしても波及効果は大きいのだらうと思います。それが、「公益性」と言えるのではないのでしょうか。
- 委員： 岡田委員の私案の中で、運営費の対象経費の中で、交際費、慶弔費等は含めないとありますがこれはキーだと思います。含めないとと言う事と、その団体に公益性があるというのであれば、地域に何か貢献しているとか、そういう事がないと、公益性があると言うのは難しい。
- 高齢者福祉課： 老人クラブの活動は、例えば友愛活動というのがありまして、こちらは高齢者のところに訪問して、話し相手のボランティア活動を行うものです。また奉仕活動として、地域の公園の清掃などを行っており、サークル活動だけではなく、そういう活動が割合を占めてきております。地域貢献していく、いろいろな活動に社会参加していく、ということも老人クラブの活動です。
- 委員： これとこれをやっているというだけではなく、その中で主たる活動は、何かということが知りたいわけです。趣味の活動が大部分であれば、必ずしも公益活動とは言えないのではないかと。
- 委員： この事業の目的というのは、高齢者の生きがいと健康づくりが目的なのですよね。それを達成するために、クラブの円滑な活動のためにお金を払う。お金を払った事により、高齢者の生きがいと健康づくりが達成されたのか、されなかったのか。もともと10%しか加入率がないので、永久に達成されないのではないかと思うのですが。もし本当に達成したいのであれば、どうやってこの10%を100%に近くなるように、20年度は何を行いましたということを考えないと、補助金を払っただけで終わってしまう。
- 委員： もう1つ考えなければいけないのは、会員数をそのまま足しているが、各行事に参加し

ている参加率は、おそらく半分にも達していないのではないかというのものもある。数だけでいうと、ますます厳しくなってしまう。

委員： 1番の公益性、公平性を考える時に、何かもう少し具体的な評価項目を追加しないと、人によって判断が180度変わってしまう。

委員長： ただ、項目とは別に何割が参加するべきかという点で、9割の人がお年寄りになると老人クラブに参加しなければいけないとなると、これは大変なことです。やはり1割は少ないだろうと。

委員： もしそうだとすると、ここは必要不可欠でないという事業になりますよね。

委員： ただ市としては3割、5割になって欲しいというのであれば、不可欠かどうかは別として、必要だと言える。

委員： そういう評価項目が含まれていて、これは市の施策によって、現在10%だが、将来的には50%につなげていきたいから、やるべきだという判断基準が出てこないといけない。必要性の中に、社会的ニーズが高くというところに出てくるのでしょうか。

委員： いろいろなファクターがあるから、数だけで判断するわけにはいかないが、少ないことは確かである。

委員： 入会の強制力はないので、ある意味1割も入っているというのは素晴らしいということもできる。ただ、先ほど言ったように人々の生きがいと健康づくりにこれだけ我々は役に立っていますよということが出てこないという評価は難しい気がします。

そういう意味でチェックシートを見ると、確かに必要性とあるけれども、今までの既得権的な補助金という感じがします。

委員： 判断の物差しのスケールがない。

委員： これは、他の団体も同じではないか。

高齢者福祉課： 補足説明ですが、老人クラブの法的な位置付けというのがありまして、老人福祉法第13条第2項の中で、地方公共団体は老人福祉を推進するために、老人クラブその他同様の事業を行うものに対して、援助に努めなければならないと規定され、法律の中で位置付けられているところがあります。どの程度補助金を出すかというのは別ですが、国でも法律の中で明文化されておりますので、必要性はあるという認識もあります。もう1つは、介護保険の関係で給付費が増えて、公費負担や高齢者等の保険料の負担増に繋がるという話もありますが、国は元気高齢者施策として、どうやって元気な人がいつまでも元気にしていくか、また自治体としても老人クラブの加入率が増えて、地域の中で見守ったり、あるいは友愛活動などもございますので、それは事業の活性化の中で必要なだろうと考えております。そういう波及効果も含めて、今は10%ですが、団塊の世代が地域に入ってくる受け皿にもならなければいけない。将来的には、いろいろな財政効果も含めて必要なのではないかと考えております。それだけ見るのではなくて、介護予防にもつながる、閉じこもり予防にもつながる、そういうことをやっていただければ、介護保険の財政的問題などいろいろなことにつながってくる話であると思います。それを踏まえた上で、公益性はどうか、必要性はどうかということをもう少し大きな視点で見ていただくことも必要ではないかと思っております。

委員： もちろん法律や補助要綱に沿って財政の許す範囲でいいと思います。1万数千名の方が、入ってこういう活動をすることによって、他の一般の方に比べると、これだけ医療費が減っていますよ、人間関係がうまくいっていますよ、お互い助け合っていますよという実績が必要ではないか。説明だけでは何とも判断しかねますね。

高齢者福祉課： それと共助社会の推進が求められる中、すべて行政がやっつけなければいけないというのは財政的にも厳しいところで、それぞれの地域で支えあうということを考えていかな

ければいけません。市全体もそういうことをある程度意識して、地域福祉計画なども作成しているのですが、そういう中で、老人クラブの役割についても認識していただければと思います。

委員： 実態的にただ遊びの会だけじゃなく、共助もちゃんとやっていることを確認したいわけです。予算の使い方も、どんぶり勘定的に、一人あたりいくらだけでやっているでしょう。活動内容に見合った補助の仕方をしていないから、そういう疑問が出てしまう。誰からでもわかるような使い方をして、しかも自助ではなくて、共助よりももっと協働に近いものを行っているということがわかるようになっていっていると説得力ありますよね。

高齢者福祉課： 実績報告の中では、実際に世代間交流を行ったりですか、友愛活動を行ったりですかというのがあります。

委員： 項目を挙げるのは簡単、全国老人クラブ連合会の21世紀プランという活動指針に書いてあるとお書きすれば、やるべきことは網羅できるわけです。その中で実質的な活動をやっているのはどれだけあるのかが重要なことだろうと思います。

委員： 新しく点検シートを作っているのですが、これをこの事業に当てはめた時に、うまく全部説明して皆さんが納得できるかという問題がある。

委員長： ここを私達が点数を付けられるかどうかなんです。ですから点数を付けられるように説明をしていただけるかなと思っていましたけど。そうしないと公益目的が文書化されているかどうかかわからないわけです。これは文書化されているんですよね。

必要不可欠であるかどうかというのは、(改善プランの)チェックシートの2ページ目を見ると、みんないいえになっているから必要不可欠であるかどうかということと不可欠ではないという風に言えるのかなあと。被補助者以外の市民の利益となる活動を実施しているか、被補助者ですから老人クラブの方々が老人クラブの会員以外の方の利益となるような活動があるかどうか。これはどうですか。

高齢者福祉課： 先程申し上げました友愛活動ですか、後は研修会などを開催するときに地域の方を研修会の方にお呼びしたりということは行っております。

委員長： 第三者にも事業に参加できる機会が開かれているかどうかはいかがですか。

委員： 開かれているんですね。これは〇×だからわかりやすい。

委員長： 誰もが被補助者となり得る。誰もが老人クラブに加入することはできるかという話になるんですかね。これはなれますね。年齢だけですから。

委員： これは、住所は関係するのですか。

高齢者福祉課： それぞれで会則を持っておりますので、その中で規定されているものもありますが、ただ誰でも受け入れるような指導はしております。

委員長： 船橋市民であれば、誰でも入れるということですね。

高齢者福祉課： そのとおりです。

委員： 補助金の申請書と結果報告書を必ず取っているはずなので、それを見たいのです。それによってどれだけの公共性があるとか、どれだけの公益性があるかっていうことがうかがえるのではないですか。

高齢者福祉課： 点検シートの項目のひとつひとつについて事前に分析しておりませんので。

委員： 多分、そうだと思うんですね。担当で分析できていないのに、我々が点数をつけると言っても難しい。実際、点数をつけづらい。

委員長： 申請書は出ているのですか。

高齢者福祉課： 申請書は出ています。事業計画、事業報告すべてあげています。

委員長： それは200いくつの団体から出ているのですか。

高齢者福祉課： 全部の団体が出しております。

委員： 決算書も。

高齢者福祉課： ございます。

委員： 想像つくのですが、シートが一番下を書いてある11万8千円がありますよね。その下に市の補助率の割合と会費の割合というのが書いてありますが、これは白梅会さんだけの話ですね。

高齢者福祉課： そうです。

委員： そうするとこれを見ると繰越額が市の補助金を上回っているんですね。これも想像つきのだけでも補助金の割合と会費の割合を足しても40%くらいですね。ということは繰越金も使っているということですよ。それ以外は収入ないんですよ。他に収入はあるのですか。

高齢者福祉課： 町会自治会からの補助がございます。

委員： それはどれくらいあるのですか。5割くらいあるのですかね、それと会費が3割くらい、後は市の補助が2割くらい。

委員： これは人数が多い会だから、逆に特殊かもしれない。

高齢者福祉課： 実際に補助金が入るのは6月以降になりますので、資金繰りの上で事業活動費として、繰越金が必要な場合もあります。

委員長： 他市の状況はどうですか。

高齢者福祉課： 他市の状況は、国庫補助事業ということもありまして、同じように補助はしておりますが、もちろん内容は様々になっております。ただ補助金の内容自体はそんなに差はないと思います。

委員長： 50人までで75,600円。一人にすると、1,500円くらい。

高齢者福祉課： 国の方の基準が50人以上ということでしたので、この辺の近隣市町村を見ますと30人以上というところもございます。

委員長： そうするとそこは国の補助の対象にならないということですか。国は50人以上ですよ。

高齢者福祉課： 国の方が基準としておおむね50人以上となっておりますけれども、実際の補助対象経費の枠をクリアしていれば人数の方は大丈夫です。うちの方も35人以上なのですが、その件に関しましては、50人以上ではないから切られるということはありません。

委員： 行政パートナーの第三者意見を見ると、鎌ヶ谷市では対象事務事業に対して、補助額を明確にしていると書いてありますね。どんぶりではなくて、こういうやり方もやれるわけですね。

高齢者福祉課： 先程おっしゃられていた事業費補助という形はどうかということも行政サービス改善プランでもありましたが、なかなか高齢者の団体ということもございまして、細かな実績報告まで出すのがかなり大変なので、高齢者の団体を支援することから考えますと、そういったことが老人クラブの衰退に繋がらないように、その点を配慮して考えていこうというのが現状です。

委員： 鎌ヶ谷市ではやっているということですかね。

委員： だから、やれないことはない。

委員： 基本的には、団体に支出するのではなくて、アウトプットに対して支払われると思うのですが、補助金にアウトプットは求めないと言っていたけれども、税金を使う限りは効果を期待するわけですよ。効果というのが明確になった方が、必要性とか公平性を判断するにもわかりやすいですよ。何かわからないけど、その団体に人数割りで支出したという説明が理解しづらくなります。

委員： しかし58歳以上という年齢ですから、高齢者と言っても事務的な能力は十二分にある

わけで。

委員：でも58歳の方は、いないんじゃないですか。

委員：一般的には定年退職した後の人ですよ。

高齢者福祉課：58歳はおりますが、会員の多くは70歳代です。

委員長：この58歳というのは法律の規定にあるのですか。

高齢者福祉課：58歳の方は市が決めています。相当前に、58歳の定年制とかあった頃かもしれません。

委員長：そこは見直さないと駄目ですね。今日的な意味に。後期高齢者で、介護保険、介護予防との関係も言われたとなるとやはり75歳以上に限定するとか、老人クラブの人数が多いところというのは75歳以上の人達がいるところにお年よりの方が支えあうような形で運営をされているということであるならば、75歳以上の人に1人2,000円にするとか、そこで補助金の額を確定していくという、そもそも考え方を今日的にしないといけないところがある気がします。

高齢者福祉課：老人クラブは、高齢者の方ばかりになってしまうと活動が活発にされない。若い方がどんどん入って、社会参加していけるようなことを私達も目指しておりますので、やはり年齢を引き上げてしまうと。

委員長：58歳で老人クラブに入れて言われても、自分は老人じゃないって思っている人はたくさんいるから、入りづらいですよ。だから私は、支える会というような名称にして、若い人も入れるようにしないとそれは無理です。

高齢者福祉課：老人クラブの名称のイメージが悪いので、皆さん自分の会の名前はいろいろと考えているようです。

委員長：老人クラブという名称は、法律の方で決まっているわけですね。

高齢者福祉課：そうです。他市町村は、高齢者クラブという名称を使っていたりすることが多いですが、うちの市は老人クラブです。

委員長：どうでしょうか。この補助金で大分時間も使ってしまいましたが。

委員：強いてお願いするならば、この評価基準に当てはめたときに、どういう風に説明ができるか。逆にこんな評価項目だとレポートも書けないというのであれば、どういう項目を追加して欲しいのか。そういう提案をしていただけると有難い。

委員長：今ここで判断をして、担当課としての点数を付けなさいというのは難しいでしょうから、一定の時間を決めて、次回までに担当課としての評価を入れてもらう。その上で、私達はどうか、ということをやらないと難しいですね。

事務局：委員長、宜しいですか。担当課の方には、このチェックシートはお渡ししておりますが、こういうことを基準に委員から質問があるということは事前に話しておりますが、すべて分析するようには話しておりませんので、その辺を今聞くことは困難かなと思います。

委員長：後で、もう一度この点検シートでいいのかを議論して、もう一度質問項目を作って、やってもらうという形にしたいと思います。追加の質問があれば、文書として出してお答えいただくという風にしたいと思います。いつまでも、この補助金について話していてもきりがないので。

委員：もう1つお尋ねしたいのは、金額の良し悪しまで、ここで話し合っただけで決めるということではないのですか。

委員長：金額の算定基準についてどうするかというのは、ここで議論してもいいと思います。

委員：老人クラブトータルで2,300万円ありますが、この金額が多いか少ないかということをお話す場所ではないということですね。

委員長：算定基準をどうするかというのはありえると思うのですが、老人クラブではこう考えな

さいとか、ここではこうだということを全部出すことは無理だと思います。

委員： もう1つ、例えばですね、船橋市全体でも団体補助金は1割カットするんだという指針が出ているのかどうか。

事務局： そういうものは現在ございません。

委員： そうするとここに出てくる金額というのは、申請があった金額が出てくると了解して宜しいですか。

事務局： そこに掲載してある金額は、20年度の予算額として記載しております。

委員： 考える基準として、額は頭に入れなくていいという話ですね。公共性、公益性という説明をしてもらいますよね、それによっては逆にこれでは額が少ないのではないかと、もう少し増やしてもいいのではないかと意見まで出せるのか。あるいは、ちょっと額が多いのでもう少し減らそうということまで言えるのか。

事務局： 基本的には、交付基準をお考えいただくのと、新しい補助制度についても提案していただくのと、あとできれば89事業について何らかのご提言をいただければと考えております。

委員長： 個別の意見もあっていいと事務局では考えているのですね。

委員： 何でそれを申し上げたかと言うと、NPOなどの新しい団体ができても、既得権を持ってしまっているため補助金がもらえないという実態があるのです。例えば船橋市で抱えている課題を解決するために、交付金のような形で広く募集するような仕組みを考えてもいいのではないかと。

委員長： それは算定基準を明確にした方がいいですとか言うことと同時に、それでいくと金額も減ってきますから、その分は地域でお年寄りのための活動をしているNPOに補助金が出るような仕組みを考えてはどうか。新しい補助金を考えるというのもここでの議論です。

委員： 前回の3番のところに、新しい市民活動に対する補助金制度というのがあります。

委員長： ですから、ここから削って新しいところに回したらどうかという話になることも有り得る。

委員： 3年から5年で見直しましょうという話もありましたので、10年ずっと同じ額で出すのも良くないでしょう、という話も入っています。

委員： 歴史がある補助金ですから、時系列データが無いとわかりづらい、どんどんニーズがあって、どんどん参加率が増えているのか、むしろ尻つぼみになっているのか、そういうところが1つの評価になると思う。

高齢者福祉課： 会員数とかそういうことでしょうか。

委員： 会員数とか、補助金の額もそうです。30年くらいの推移があれば良い。

委員： 他市との比較もないと。近隣の市がみんなやっているのに、船橋市だけ無いという問題もあるだろうから。

委員長： ですからその意味で、法令上支出しなければならないとなっているものについては、おそらくここには入っていないと思います。この89の中には。

それでは、時間経ってしまいましたので、評価をもう一度見直しますので、これを今日の検討委員会の後に訂正してお出ししますので、それを担当課としての評価をして下さい。それと追加の質問が文書として出る可能性がありますので、それもお答えいただけたらと思います。

補助金の見直しの検討委員会ですから、削られたり、削るような提言が出るかもしれませんが、それを守る意味で説明していただかないと、どんどん削られてしまう。こういうことになりますので。

- 高齢者福祉課： 鎌ヶ谷市の話しが出ましたので、補足させていただきます。
- 鎌ヶ谷市の場合、19年度で32クラブしかありません。58歳以上のデータですとわかりませんので、65歳以上の人口で割り返しますと、約8%くらいの加入率という状況です。そうしますと補助金で、細かくどんどん縛っていきまると、それが衰退につながっていくということも心配になりますので、それも含めた中で、他市との比較、見直した方が良かったのかということも微妙なところがございますので、その点も考慮しなければと思います。
- 委員： それとやっぱり市長の政治方針みたいなものの中には入ってくるだろうから、市長がこういうことをやりたいんだという錦の御旗を掲げて当選した場合は、やるわけですよね。それはやってもいいと思う。
- 委員長： それでは、引き続き2番目の老人クラブ連合会の説明をお願いします。
- 高齢者福祉課： 連合会補助金の方もチェックシートに沿って説明します。
- 市内の老人クラブの連絡調整、会長研修などの各種研修会、スポーツ大会、芸能大会の開催等、また県老人クラブ連合会との連絡調整を行っている連合会に対し、円滑な事業運営のため補助金を交付しているものです。こちらの方は、老人クラブが全部入ることになっております。老人クラブ連合会の方は、各老人クラブのリーダー育成に力を入れておりまして、自分達の楽しみだけで終わらないような、いろいろな社会活動ですとか、そういう研修を入れております。また、スポーツ大会などの高齢者健康づくりに関連する活動も行っております。
- またこちらについても国の補助金を受けておりまして、対象経費の3分の1が補助されます。
- 委員長： 平成20年度は、585万円ということなのですが、平成18年度の実績で人件費44万円、事業費585万円となっておりますが、人件費というのは老人クラブ連合会で事務をやっている方の分ということでしょうか。
- 高齢者福祉課： 常勤はおりますが、常勤はボランティアで無償です。臨時職員もおりまして、臨時職員の人件費となっております。
- 委員長： 44万円ですね。後は事業費。事業費は個別にこういう事業にはいくらという形で、交付しているのですか。
- 高齢者福祉課： 事業費毎には支出しておりません。運営費として一括で支出しております。
- 委員： 585万円が何に使われたかは、見てみないとわからないということですね。交際費に使っているのか、文房具代に使っているのか、そこら辺は見てみないとわからない。
- 委員長： これは、決算はどうなのですか。もちろん出ていますよね。
- 高齢者福祉課： 出ております。
- 委員長： この585万円が事業費全体のどれくらいの割合なのですか。
- 委員： これが全体なんじゃないですか。補助金の割合がものすごく高いんですよ。75%くらいいいっている。これ後で議論しますが、5割以上は出さない方がいいと思います。出すのであれば、市の直轄事業として。補助金としては、最大5割。5割でも多いんですけどね。
- 委員： 厚労省の補助要綱では、人件費を含めていないんじゃないかと思うのですが。
- 高齢者福祉課： はい。
- 委員： そうすると市は、人件費の部分は上乘せするという形になる。別枠で考えないといけない。
- 高齢者福祉課： 国庫補助の対象経費にはなっていません。
- 委員： 人件費は、市が独自に別で出している計算ですか。

- 高齢者福祉課： 財源としては、補助金が入ってきませんので、市の一般財源で支出しているということです。
- 委員： そこはうまく仕分けされているということですね。書類上は。
- 委員： あと、ここから老人クラブの方に行くのですかね。各単位クラブの方に。
- 高齢者福祉課： 市老連が行う事業がありますけれども、連合会の中の各ブロックで行う健康講座などにも経費として使われております。
- 委員： 585万円は、また老人クラブの300団体に分けられるわけですか。
- 委員： 連合会として主催する事業に出しているのではないですか。ただ参加するのは全部老人クラブと。だから言ってしまうと、一緒といえば一緒です。
- これも言うてはいけないのですが、人件費として出ないのであれば、別の科目で出しましょうということになりますよ、きっと。なので、あんまりそういう議論はしない方がいいと思います。
- 委員： 中身で判断するといくらでも作れてしまう。
- 委員： それはいいのですが、研修会と言いましたが、どういう人が対象でどのような研修を行っているのか、参加者がどれくらいいるのか、そういうことはわかりますか。
- 委員： 私の意見に書いたのですが、監査するとか、そういう手しかないと思います。市の方が徹底的に調査するとか、毎年じゃなくて、5年に1回とか、10年に1回とか。あるいは、どこかサンプルを選んで、徹底的に調査すると、そのかわり問題が起きたら、他の団体はどうしているのかと調査して。たぶん、最終的には書類チェックだけではわからない場合もありますから、ただあまり細かくやりすぎてしまうと他の団体との関係もありますから、何でこの団体だけという問題が起こりますから。
- 委員： ただ我々は、ルールを作る検討委員会だから、全体に適用されるわけですよ。会計報告は1年に1回やりなさいとか。監査は、3年に1回やりなさいとか。
- 委員： 例えば30あったら1割はチェックしますよと。全部やったら大変ですから。
- 委員： 連合会と各老人会が同じ土俵でチェックするというのもおかしい。各老人会は非常に小さい。資金力も低い。連合会というのは、それなりのきちんとした組織になっているはずだから、しかも1団体としては大きい金額ですよ。だからそこら辺は少し厳しくやるとか、そういう基準が必要になるのではないか。
- 委員長： それは確かにそうですね。1団体10万円しか出していないところと、600万円出しているところが一緒では問題があります。
- 委員： 余談ですが、補助金の割合を5割以下にするとやっていけないのですかね。あるいは会費を上げるとか。受益者負担を増やすとか。
- 委員： 今、100円とっているわけで、これを200円にすればぐっと増えるはず。老人クラブからもらっているのだから。やりようはあると思う。
- 委員： 会費の100円というのは、老人団体に市が援助したものを上納しているようなものですよ。
- 委員長： 今言われた個別の老人クラブへの補助金から、連合会への1人会費100円というものが回っているということはありませんか。
- 高齢者福祉課： 事務的な問題になりますが、個々の老人クラブが老人クラブ連合会に支払う手間を省くために、会長から委任状を受けて、市から一括して老人クラブ連合会に支払われております。
- 委員： だからこういう時は、2つ一緒に検討しないと駄目ということですね。
- それと心配なのは、ちゃんとクラブにお金を払っているかどうかですね。団体が無くなってしまったような場合、本当は市に返さなければいけないのに。

- 委員： あと、この一覧全体がどうかという問題がある。実際は、社協を通して払われているところがあったりしているので。
- 委員： 実際は、4つあるということですか。
- 委員長： ただ対象になっているのは、1と2だけで、3と4は89事業の中には入っていないんですよね。
- 事務局： 今回のヒアリングには入っていませんが、89事業の中に老人クラブ関係は入っております。
- 委員長： この会費の部分も、結局個別のクラブに対する補助金がこちらに回るように引いて振り込むということですね。
- 高齢者福祉課： 市の老人クラブ連合会がいろいろ申請のお手伝いとか、市の老人クラブ連合会で単一の老人クラブに説明会等を行っているとか、そういった経費がかかりますので、そういった個別のクラブが活動し易いようにしておりますので。
- 委員長： だからそこがちゃんと事業費だったら、事業費としてやってもらっているんで、事業費補助として積算をしていかなければいけないのではないのでしょうか。そういうことをワンセットでお願いして、585万という金額になっているのでしょうか、どういうことをやって、だからこうなんだという、そこはやはり明確にしないと。これは基準として、金額の算定基準ということですので。
- こういことをやって、それをずらっと一覧にして総額が出るように、そこは透明にしておかないと、ブラックボックスで、はいつとお金を渡すというのは補助金の考え方として、検討委員会としては納得が難しいのではないかなと思うんですね。それは難しいですか。
- 高齢者福祉課： 人工賃とかが出ている訳ではないので、一つ一つの事業に対して、補助金の算定基準を明確にしていくというのは難しい部分もございます。
- 委員長： 例えばこの事業については、15万円とか出てきた場合に、では、根拠は何ですかと言われた場合、どれだけの人が何時間働いてという計算をしていかないといけませんよね。
- 委員： 行政サービス改善プランも同じですけど、この目的というのは、高齢者の生きがいと健康づくりというのが目的であって、施策に移る段階で、何をするかといえば、このクラブ連合会にお金を払うというのは作業ですよ。やることまで全部含めて目的に入れてしまっているから、お金を払うことが1つの事業になってしまっているわけです。目的が高齢者の生きがいと健康づくりであって、事業としては、1つが連合会への補助、それからクラブへの補助、と全部で4つ出て、高齢者の生きがいと健康づくりという目的を達成するために4つの事業を行っていることが関連付けてパッと出てくるような評価のシステムにしないと、500万円しか払っていないつもりでOKを出したのに、実は500万円が4つあったりする。よろしくないですよ。
- 委員： それとさっき委員長が言った根拠という話ですが、過去3年間の平均を見ると580万円となっていて、3年間全く同額ですね。前の年をずっと追いかけていくとわからないけど、どっかの時点で決まった数字がずっと来ているんですよ。最初の時は、それなりに経費の根拠があったんでしょうけど。
- 委員： 平成14年に見直しをしているんですよ。
- 委員： 少なくともこの3年間は、ぴったり同じですからね。20年度予算も同じです。
- 委員長： 宜しいですか。では、老人クラブ連合会補助金のヒアリングを終わりたいと思います。どうも有難うございました。
- 最初の方で、いろいろ厳しい質問を言ったかと思いますが、こちらも勉強中ですので。
- 委員： できたら申請書のフォーマットを見せていただけないでしょうか。

- 委員長： 会費は、どういう風に徴収しているのですか。
- 自治振興課： 1世帯あたり30円を徴収しております。
- 委員長： それは、連合会に各町会が払っているということですか。
- 自治振興課： 実務上で申し上げますと、町会・自治会活動交付金というものがございまして。これが1世帯当たり370円です。それで自治会連合協議会の方には、会費として30円入るのですが、各町会から市に対して「連合協議会に払う会費については交付金の中から、そちらへ払ってください」という委任状を受けておりますので、支出する際は、その委任状を基に振り分けてございます。
- 委員長： ということは、団体支出額の市補助額は100%ということですか。
- 自治振興課： これは委任状を受けての手続き上のことですので、内容的にはあくまでも町会が会費を払っております。つまり、この手間を省くために委任しているということです。
- 委員： でも900万円を市が出す、600万円を会員が出す、そうは言ってもその600万円は素通りしていく。1,500万円が税金から支払われると考えた場合に、この62%という数字は、どういう計算になるのですか。例えば、市からの補助金が1,500万円とするとこの数字は、どんと上がってしまうのですか。実は100%になったりして。
- 自治振興課： あくまでも町会の会費として、手続き上は委任状がなければ、町会が自連協に支払うものなのです。
- 委員： 第三者意見のところを見ますと「必需性は低い。補助金交付をほとんど実施していない他市（市川市、松戸市等）の理由を調査し、事業の継続を再検討する必要がある。補助金交付の目的達成の効果性の観点から、交付金の配布方式を見直す必要があると思われる。団体への一括補助方式を事務委託費補助方式に変更する等」要は見える補助方式がいいのではないかという意味だと思いますが、今の方式ですと、900万円支出して、1年に1回会計報告を出してくださいということですよ。
- 自治振興課： 確かにそのような形でございますけれども、自連協の活動自体は防犯、福祉、具体的にはスクールガード、防犯パトロール結成を町会としてどう考えるか。またクリーン船橋などもございまして、随時、時代の要請に応じた課題を検討して実施しておりますので、個別の事業に対して補助金はいくらという出し方はしておりません。その内容については、例えば時代の要請に合っているかどうかは、事業報告の中で見させていただいております。
- 委員： 最近ボランティア活動する人が多くなって、ゴミ拾いやグリーンを植えるなどの団体には、市は補助を出していないですよ。一方で、自治会のクリーンアップ作戦とかには、アウトプットを期待しながら、補助金を出している訳ですよ。そこの公平性というのは、どういう風に考えるのですか。
- 自治振興課： 自治会連合協議会につきましては、スクールガードとかゴミの問題をあげましたが、それ以外にも福祉ですとか、幅広く市民生活のほとんど全部に及ぶようなかなりの部分を反映させておりますので、なかなか個々の、例えばクリーンアップとの公平性を図るのは難しいところでございます。
- 委員： スクールガードもそうですが、ボランティアの団体、NPOの団体が、自治会と同じようなことを同じ地域でやっている、片方には補助金を出しているが片方には補助金を出していないという話になると、自治会の方は井ぶり勘定で出して、その中でやることを期待している。こちらの方は、同じことをやっても、もらっていないとなると、やっている人達にも出さないと、公平性に欠けていることになりませんか。
- 自治振興課： 自治会連合協議会の対象としています活動というのは、100%とは言いませんが、町会・自治会をもとに全市的な対応として調査・研究業務を行っております。その結果は、

町会・自治会を結成されていない方々にも効果が及んでいると言えます。

委員： 町会・自治会に何を求めているかというのがはっきりしていると、それに対しての効果もはっきりする。現在の様に、協議会で事業計画してくださいという形では、事業内容に偏りが生じる。

委員： 対価無くして支出するのが補助金だが、税金を使うのであれば、効果が無いという訳にはいかないと思う。

委員： 絶対にしてもらいたいことについては交付金にて対処すべきではないか。これを補助金にしている理由が分からない。

委員： 市川市や松戸市が補助金交付していないというのは、おそらく事業費に対して払っていると思う。

委員長： 事業費の内容について教えてください。

自治振興課： まず、運営部分と事業部分に分けますと、運営にあたる部分については、会議費、事務管理費、消耗品などで約360万円。事業費につきましては、24地区の活動費として400万円戻しています。それから部会活動費等、それらを含めますと事業費として約660万円。会報発行が約400万円です。それで約1,400万円になります。

委員： どんな費目が含まれているのですか。

自治振興課： 総務費としましては、会議費その内訳としましては旅費、運営費。渉外費としましては渉外費、慶弔費。事務管理費としましては文具費、印刷費、郵送料、備品購入費、備品修理費。それから事業費としまして、自治振興費で地区活動費、行事運営費、調査研究費、組織対策費、表彰費、部会事業費です。

委員： 積算根拠が出て来ることになりますね。

委員： どんぶり勘定ですから、運営費に交際費、慶弔費など好ましくない経費が入っているということですね。

委員： 船橋の今の人口からすると、会員数19万世帯というのは、どのくらいの加入率ですか。

自治振興課： 世帯数で申し上げますと、4月1日現在で市全体が247,991世帯ですので、77.99%になります。

委員： 残りの22%というのは、どういう方ですか。

自治振興課： 町会自体が無い、あるいは一部町会に加入していないところもあります。

先程のご質問で誤解していたところがございます。科目のところで、支出予算に対して実際支出額が決算されているかというご質問ですが、当然、予算額は別途組んでおりまして、それに対して支出決算額を出しております。ですから、比較で不用額が出てくることになります。

委員： 78%の加入率というのは、この事業目的の住民自治組織の連携の育成だとすると、市としては、この向上に努めている訳ですか。

自治振興課： はい。努めております。

委員： この事業の達成基準は何ですか。

自治振興課： 町会自治会連合協議会の目的にありますように、地域における共通の問題や課題を調査・研究等をしていただいております。地域の福祉向上に寄与していただいている。一方では行政側からの依頼による伝達事項をお伝えいただくこと。あるいは地域からの要望もまとめて集約して伝えていただいておりますので、終期の設定というのは、今の段階では難しいと思います。

委員： 期待したい事業をきちんと決められないのですかね。片や各自治会に交付金があって、上部団体にも補助金を出しているということで、言わば交付金を補完する様な形の補助なので、こういうことを補完してもらいたいとか。松戸市や市川市ではそのようにしている

ということを聞いたことがあるので、どうして出来ないのか。

自治振興課： 岡田委員さんから事前にご質問いただいた件だと思いますのでご説明いたします。市川市や松戸市については調査しているかという質問がございました。

松戸市は船橋市のように自治会連絡協議会という組織はございません。市政協力委員という制度で行っております。これは全国的に町会・自治会あるいは連合組織といった形態を持つものと一方で市からの要請事項等を伝達したり、あるいは市民の方々の意見をまとめて取り次いで頂くという市政協力委員、平成19年4月現在で406人います。また、406人の方々の市政協力委員連合会というものも組織されております。市からの補助金交付金の内容についてですが、市政協力委員連合会に対しては市からの交付金が28万円。一方、各市政協力委員については、町会や地区団体に行き行政課の依頼事項を説明したり、あるいは意見集約して行政へ伝えたりということを行いますが、手数料という形で一世帯あたり年額300円、19年度予算は約5,000万円でございます。

市川市でございますが、町会、自治会および自治会連合協議会の組織は、船橋市同様でございます。しかし、町会・自治会が市の広報資料、あるいは印刷物の配布や回覧、あるいはポスターの掲示等、自治会連合協議会と委託契約しております。19年度委託料は予算ベースで8,997万円でございます。

委員長： 交付金は自治会活動全般に出しているもので、連合会にまで出す必要があるかどうかというところですかね。

委員： 市川市は9,000万円の対価がはっきりしている。9,000万円が妥当かどうかは公にチェックしやすいですね。その違いはあると思います。

委員長： 研修をしているのであれば、研修の事業費としてカウントするとか。協議会は協議する必要があるのかも含めて、個別の自治会が行えばいい訳で、協議会があるから協議するのであって、果たして意味があるのか。市でやることなのかという話しもありますね。

自治振興課： 先程も申し上げましたが、あくまでも自治会連合協議会の機能は、各町会・自治会を構成員として、そことの調整役という機能もあります。例えば、市から依頼をするにも各地区から選出された常任委員会に行政側から説明いたしまして、この辺は課題があるとか、大丈夫であるとか事前に協議いただいてから、町会・自治会に依頼していくといった機能もございます。また、各分野に渡って町会・自治会が自治会連絡協議会の方で市全体をみて意見を吸い上げ、分野毎にどうやった方がいいとかという協議を検討し、地区社会福祉協議会などとも連携していくという機能もございます。ですから、それを各地区でやったということとは違うと思います。

委員長： 市がやっている訳ですよ。地区毎に行政が説明をするスタイルですよ。

自治振興課： 地区毎に物事を説明するのは、自治会連合協議会の執行部会の方で市の説明を聞きまして、その後24地区から選出されている常任理事会に諮りまして、それを常任理事が各地域に戻って、各町会に説明する。

委員： 市から直接、自治会に依頼することは出来ないのですか。

自治振興課： 24地区の各地域から出て来ている方々の意見を聞きませんか、単なるチラシの配布であればいいですが、各事業の実施とか町会にお願いするものは、事前に自治会連合協議会の執行部会ないしは常任理事会で、各町会の代表者の意見を聞いた上で、擦り合わせを行って、一部修正をお願いする場合がありますが、その上で各町会の方に市が依頼に行っております。

委員： 評価項目の中で補助金の交付に対して相応の効果が期待できる事業内容であるかどうか、今の話しは900万円を丸投げしているから分からないですよ。松戸市の場合は、高額だが委託契約で配布に9,000万円払っていますと、一年間に何回配布して、何枚

貼ったからこの額ですとオープンになっている。事業内容自体が今聞いてやっと分かって来た。

自治振興課： 市政協力委員制度と市川市の委託契約によるやり方との違うところを申し上げますと、両方とも単なる情報伝達、回覧、ポスターの掲示、意見の集約などの機能がございませぬ。自治会連合協議会の場合ですと、部会を6つそれから検討委員会を4つ設けております。その中で様々な分野に応じたものを検討・協議していく、防災であれば防災課と協議し、それを防災訓練に反映させていく、あるいは不法駐輪対策であれば、不法駐輪対策の委員会が検討していく、コミュニティ委員会であれば昨年4月に坪井の24地区目が出来ましたが、町会側としてどうなのか、コミュニティとして出来るのかなど民生委員の制度などについて町会側から検討して独立が可能と判断いただくと、地区連絡協議会も設けられるかなどを検討していただく、このように研究・調査した結果を市は施策に反映させていただき、そういう機能が松戸市、市川市の制度では見られません。

委員： そういう機能を地域のNPO等に委託契約したら、その部分を代替できるのか。
新しい市民協働なり、活動が盛り上がって来た時に、町会や自治会に補助金を出していることによって、そちらの方にお金が回らなくなって、社会のシステムが硬直化してしまうのではないかと。もっとやりたいことを明確にして、どこがやるのが望ましいのか、やることに対して補助するのであって、組織があるからそこに補助金を払うというのは昔のやり方ではないかと。

委員長： 自治会・町会の方の話しを聞くと、いろんな会議が多くて、引っ張り出されて、役に立たないことが多いという不満が多いので、自治会・町会の会長さんは、特に地区会議等に出席して、また連合会に出席して、そういうことが多いと思うのです。そこを見直す必要があるのではと思うのですが。自治会の方が音を上げているのですから、こういうことも予算が付いているからやらざるを得ないでやっているかもしれないので、少しそういう観点から見直す必要があるのではと思います。

自治振興課： 組織があつて、お金を払ってやっていただくというよりも、戦前から姿を変えながらもある町会・自治会、連合会という組織が行っている地域における自主的な活動に対して、船橋市が先程申し上げましたとおり、やはりやっていただいている部分が多いということで、補助金を支払っているのです。

委員長： そうしたら100%という補助金はおかしいじゃないですか。自主的な活動なのに補助金でしか活動していないというのが事実なので。そこは論理を変えないと、補助金があるから活動しているということになりますよ。

委員： 市でやらなければならないことを代わりに連合会がやっていただいている訳であれば、委託ではないですか。

委員： 今後の補助金のあり方は、ベースは団体にあげるのではなく、団体が行うアウトプットに対して補助金を払うのでは。効果を期待するから税金を使ってお金を払うのだから。

委員長： 検討委員会として市長から諮問を受けて行っていることですので、どういう基準で見直すかというのを考えていかなければならないのが、この委員会の使命ですので。自治会連合会補助金につきましては厳しい意見が出たかもしれませんが、今の意見が最終的な答申になる訳ではございません。

それでは時間ですので終わりたいと思います。もう一度この点検シートを作り直して、所管課には自己採点していただくということになりますので、宜しく願いいたします。

次は、商工振興課です。遅くまでお待ちいただきすいませんでした。

商店会連合会補助金と商工会議所補助金と勤労者福祉協会補助金なのですが、これからヒアリングするのにどうでしょうか。3つ一緒にわかるように説明していただけますか。

- 商工振興課： 商店会連合会と商工会議所については、性格的な部分が似ているので、一緒に説明できると思います。
- 委員長： それでは、商店会連合会と商工会議所について一緒にヒアリングするという事にいたします。では、ご説明いただけますか。
- 商工振興課： では概要の方、説明いたします。まず、商店会連合会についてですが、商店会が会員となり組織されております。その連合会が行う商業振興事業の円滑な推進のため補助をしております。次に商工会議所でございますが、商工会議所が行う商工業の振興事業に対する補助でございます。かたや商店に特化したものですし、商工会議所についてはもっと広い意味での商工業の振興に補助しているものです。
- 委員長： 最初に申し上げるのを忘れていましたが、この試行用の点検シートの右の部分なんですが、この部分はもう少し精査をして、私達が補助金の採点をする予定です。ここで説明を聞かないとできないわけですが、これを全部説明していただくというのは、準備していないと思いますので、後で評価のところを自己採点と言いますか、担当課評価をしていただくということになりました。では、私達の方から質問ということで宜しいですか。
- 委員長： まず最初に予算額720万円の根拠、内訳を教えてくださいませんか。
- 商工振興課： 商店会連合会の実施する中元、歳末の売り出し等、各種イベントにかかる事業費補助ということで、補助しております。算定の根拠ということですが、過去5年720万円で推移しております。管理的な経費については補助対象経費としておりません。事業費部分についての補助ということで、補助対象経費が約2,297万円、およそ3分の1程度を予算の範囲内で補助しております。
- 委員長： 25%ということですね。
- 委員： 商店会の場合は、商店会活性化支援というのが別口にありますよね。
- 商工振興課： 商店会活性化ではなくて、商業活性化というのがあります。商店会連合会全体がやっている歳末の売り出し等というのもやっていますが、それ以外に商店会がやっている特別なイベントにも補助をしております。ただこの商連とのダブル補助とにならないよう精査はちゃんとしております。
- 委員： ダブルになっていないとしても、併せて考えるべきではないでしょうか。
- 委員長： 補助対象事業がでていますが、これを全部リストアップして、事業費を足し上げて出てきた数字が2,297万円ということですね。
- 商工振興課： そうです。平成19年度の商連の決算額で言うと、31,574,946円です。そのうちの補助対象額というのが先程の2,297万円ということです。そのおおよそ3分の1程度が補助ということになります。
- 委員： これは連合会としての費用になるのですか。各商店会がありますよね。そこにそのお金が行くということでしょうか。
- 商工振興課： 行っています。商連から各商店会へ、先程の中元や歳末関係として。
- 委員： そうすると使っているのは、各商店会ということですか。もっと具体的に言うと、何に使っているのですか。チラシ出すとか、そういうのでしょうか。
- 商工振興課： 催事をやれば、チラシですとか景品ですとか、諸々のお金がかかります。その商店会がイベントを組むのにお金がかかりますので、その支出に対して補助しています。
- 委員： そういうのに補助金を使うというのは、公益なのですか。誰のためにやっているかという商店会のためにやっているという気がするのですが。
- 商工振興課： 商店会がイベントを組む、商品を安く売る等いろいろな形があると思いますが、そうすることによって消費者の利便性が図られる、そういう風にも考えられると思います。

委員： 改善プランでいくと、必需性はどちらかといえば無い方になっていますよね。この事業の目的というのは本市の商業の振興を図ることが目的であって、補助金を払うというのは施策の一部なのですよね。商業の振興を図ることが施策ならば、3年で切れるかもしれないし、5年で切れるかもしれない。目的の中に、補助金を払うという施策が入っているので、未来永劫補助しなければならないということになってしまっている。

委員： 例えば柏市あたりは、シャッター通りが無いというくらい活性化を図っていますよね。商店会、商工会議所、それから青年会議所が。

商工振興課： 駅中心部ですよね。駅中心部から離れば当然シャッター通りはありますから。

委員： 船橋もそういう観点から活性化を図って欲しいというのがあれば、わかりやすい。ところが、川柳とか歳末大売り出しに補助することが本当にいいのかなと思う。

委員： 点検シートの16番に、補助金の交付に対して相応の効果が期待できる事業内容なのかというのがあるが、もともと期待する数値が書いていないで、補助金を支払っているのだから、この16番の項目が当てはまらなくなってしまう。720万補助したことによって、何を期待するのかということが具体化されていないから、効果効率というのが議論できなくなってしまう。

委員長： 本市商業の振興を図るとというのが、どこまで振興を図るのか、どの程度までというのがありませんから。ただ720万で売上を伸ばすというのも数字が出てこないのが、難しいと思いますが。もう1つは他市の状況でしょうか。日本全国やっているといるのですが、類似団体ではどんな補助をしているのか、それはおわかりになりますか。中核市がみんなやっているのに、船橋市だけがやらないというわけにはいかないでしょうから。ただ金額がどのレベルなのか。そういう話になっていくのかなと思います。

商工振興課： 他市の状況ということでございますが、千葉市が278万円。松戸市が52万円。市川市が72万円。柏市につきまして、324万円です。

委員： 船橋市は、人口を考えても多いですね。

商工振興課： 事業内容については、確認をとっておりません。数字だけですので、単純に比較することはできないと思います。

船橋は、720万円となっていますが、柏市を例に挙げると324万円ですけれども、その他に、イベントに2千万円を別途計上して出しています。船橋の場合は、イベントの都度に出しますので、要求によって年度で異なりますが、市町村の支出の仕方によってばらつきがあり、一言で多いとは言えないと思います。

委員長： そうかもしれませんが、千葉市で278万円なのに、あちらは政令市ですけども、商店会の数も人口も多いでしょうし、それで少なくすんでいる理由は何かということを考えてみると、船橋ももう少し削れるのではないかという判断をしても普通ではないかと思えます。

ただ商店会というのは、営利団体ですよね。公益的な団体ではなく、利益追求組織です。利益追求組織の連合会も、やはり利益追求のための組織ですよね。そうすると自治会連合協議会とは、ちょっと性格が違うと考えた方がよいと思います。自治会連合協議会は100%補助金ということがわかったのですが、ここは25%ということで、商工業の振興というのは自治体の役割でありますから、行政の目的になるのですが、よく考えてみると、公益というよりも私益追求型ということは考えなければならない。

商工振興課： 一言で言われるとそうかもしれませんが、商店会が地元で果たしている役割というのがそれぞれあると思います。例えば、街路灯が付いていて明るくなっている。明るいことによって帰り易くなる。

委員長： それは商店会が街路灯の電気代を支払っているということですか。

商工振興課： もちろん、市も補助していますがけれども。またコミュニティの創出ということで、昼間も店主の方がいるわけで、地域にとって安全という面もあります。一概に、利益追求だけという形で見られると我々も厳しいところがあります。

商店会は、買い物するだけはないのかなとも思います。やはり地域のコミュニティの場という面もありますし、交流が図られ、コミュニティに発展し、そこから街づくりへつながっていく、そういう面もあると思います。

委員： 視点を変えて、市内最大の商店会会員組織となっていますが、他にもあるのですか。

商工振興課： 連合会という組織はございません。

委員： 39商店会という、どれくらいの組織率ですか。駅に1つくらい商店会はあるようにも思えますし。商店会がいくつくらいあって、それから商店がどれくらいあって、そのうちどれくらいの率がカバーされているのか。会員数が、1,193となっているが、船橋全体を考えると、もっとあるのではないかと。

商工振興課： 19年度の市内の商店会数にすると67。商店数については、千葉県の商業統計調査の結果によると、3,820。

委員： 未結成のところは省いちゃっているわけだから、そこらへんをどう考えるか、という観点求められる。

委員： これは、公益性、公平性というところの5番にある、誰もが被補助者となり得るという点で、残りの3,800のところは会員になって補助の対象となり得るのですか。

委員： 他の人も入れないのですか。

商工振興課： 連合会について、未加入の商店会はいつでも入れます。ただ当然入れば、会費を払わなければなりませんので。月に1店舗当たり、420円。年額にすると5,040円になります。

委員： それと補助金の仕組みは、今までは申請方式になってしまっていて、船橋市としての方向性が出ていないのだと思います。団体が申請してきた書類に対して、ただお金を払っている。それを具体化して、コミュニティを作るために、商店会を補うんだということが出てこない、公共性とか架空の理論になってしまいます。

委員： 目的は、本市の商業の振興を図ることとなっているけれども、補助することが目的の一部になってしまっているから、払うことが目的になってしまっている。

委員： 商店会と行政が、あるいは地域の人達と一緒にあって、どうしたらいいかと考え、実行に移す。そこに補助するという形になって欲しいですね。

委員： 3年間は、払いましょう。700万円では足りないなら、倍額払うから3年間で頑張っ
てねという前向きな議論がされていく必要がある。

委員長： 市長から諮問を受けて、補助金を検討しなさいと言われておりますので、皆さんにとっては嫌なことをいろいろと聞いているわけですがけれども、720万円を連合会に払っている合理性、説明責任は皆さんにあるわけです。我々は、それを見て納得するかどうかであります。商店会の公益性は、ゼロではありませんが、その公益性が100あるうちの25が公益性だとすると、その25はこういうことを想定しているんだということを説明していただかないと、720万円に相当するものではないのではないかと判断をせざるを得ないわけですね。

同じように商工会議所の方ですが、こちらは450万円で、団体支出金に占める補助金の割合が、1.7%と非常に小さいので、こんなに小さいのだったら補助金なんていら
ないのではないかと、思うのですが、1.7%なんて利息のうちですよ。どうでしょうか。

委員： 商工会議所は、事業領域が広いですよ。そのうちの何をやってもらうために、補助しているのか。あるいは、全般的に補助しているのか。そこを確認したい。

委員： 60%くらいは、どこからもらってくるんですか。

商工振興課： 大きな額で言うと検定事業を行っているので、検定収入というのが全体の収入の15%程度を占めております。3,880万円程あります。

委員長： この450万円の根拠、なぜ450万円なのか、ということについての説明はいかがでしょうか。

商工振興課： 商工会議所の事業費の補助ということで、商工会議所が実施している商工振興事業と福祉事業について、補助しております。商工振興事業費については、1,330万円。福祉事業費につきましては、213万円。

委員長： この2つの事業を合わせると1,500万円くらいですが、その3分の1程度を補助している。

商工振興課： 商連と同じような形になります。

委員長： 商工振興事業というのは、どういうことをされているのですか。

商工振興課： 会議所の中で、それぞれ商業第1部会、第2部会、あるいは、工業第1部会、第2部会とそれぞれ活動していますが、その活動費になります。会議費も含みますし、講演会の開催や調査・研究の支援事業費などです。

委員長： 福祉事業の方は。

商工振興課： 福祉事業につきましては、優良社員表彰ですとか、健康診断事業、福祉増進事業になります。健康診断事業が、一番額が大きくて、1,437,000円です。

委員： でも、商工会議所がなんで健康診断に関係するのですか。

委員： 企業などでは、福利厚生は自前で行いますよね。

委員： また繰越額が非常に大きいでしょう。補助金がすずめの涙程度にしかならない。繰越額で十分できるような気がします。何か大義名分がないと。市として、こういう振興策が必要で、商工会議所の大きな機能の中で、市として行ってほしいことに対して補助する、そうするとわかりやすいと思うし、意味も出てくると思う。

委員： でもこれは、必需性は、マイナスの方向に行っているわけです。共同消費性だって、ゼロでしょう。なぜこういうポジションのところに補助するのか。ライフラインじゃないわけですか。これをやめた時に、あまり困る人もいないし、必需性も無いのだから。なぜここで、450万円払わないといけないのか。額は別として。

委員長： 福祉事業については見直して、商工振興事業費については継続してということでしょうね。それはまたこちらで判断いたしますが、自己点検、自己評価を後でお送りするところへ書き込んでいただいて、それをまた私達が判断するというので、市長からの諮問に答えたいと思います。

委員： 申請書のフォーマットはどうなっているのですか。A4で何枚くらいあるのですか。団体からの補助金の申請書。

商工振興課： 申請書自体は、A4が1枚です。あとは、添付書類として事業報告書、事業計画書です。

委員： 費目もわからないし、どんな事業をしているのかわからない。申請書は、当然出てきているわけだから、それを見せてもらった方が話は早いので。

委員： どこかサンプルを1つ選んで、一式もらおうということではいかがでしょうか。決算書も含めて。

委員： 説明してもらった時、我々のところにそれが1枚ずつあればね。

委員長： 次回以降は、それを付けてもらおうということにしますか。

それではこの後、次回どうするかという話もしなければいけませんので、このくらいで。初日で私達も慣れてない部分もありまして、失礼な質問もあったかと思いますが、どうも有難うございました。

- 委員長： 是非ともやっておかなければいけないのが、次回何をするのかということと、評価のシートがこれでいいのかということ最低限しておかなければいけません。
今日のヒアリングを実施した結果として、点検シートは難しいですかね。
- 委員： 全体像が見えるというか、例えば今の商工会議所でもいろいろなお金が出ていますよね。これ以外に大きいところで、社会福祉協議会がありますけれども、全体像が見えないと、なかなか一部分だけで評価するのは難しいですよ。
- 委員： 目的があって、船橋市としてどういう施策があって、その実現のために、どこの課がどのような施策を実行しているというのがあると、システムとしてつながってくるのだけれども。
- 委員： 対象に対していくらお金が出ていて、どういう構成になっていて、その中で当該補助金のカバーしている部分はこうですと、明確に示されていけば評価しやすいが、そうはなっていないのでなかなか難しい。
- 委員： 補助金の申請書の中には、団体の年間の計画が入っているわけですよ。それで、こういうことがやりたい。それで、ここの部分について、市が補助金を出しましょう、という形になっていないと。
- 委員： 今のは、なっていないですよ。
- 事務局： 当然、申請書と事業計画書ですとか添付書類がついて、申請書類一式という形になっていると思います。
- 委員： 例えば商工会議所の場合は、商工会議所そのものの機能をカバーするような補助目的になっている割には、1%そこそこの数字になっているわけです。それは、何か違うんじゃないのというのが、率直な感じですよ。
商工会議所が手掛けている多岐にわたる事業の中で、ある特定の事業は、市として特段に力を入れてやって欲しいからそれに対して補助しますよ、というのであればわかります。
- 委員： それは、点検シートの16番のことを言っているわけですか。効果性、効率性のところ。
- 委員： そう。それと目的のところ。大きな象に、ご飯粒をあげているようなものでは、効果ないでしょう。大きな対象に補助する場合は、漠然とではなく、明確な意図の下に、ある特定の事業部分に対して補助する方法をとらざるを得ないのではないかと。
- 事務局： 宜しいでしょうか。今の段階では、そういう風にはなっておりませんので難しいかと思えます。
ちょっと点検シートを作った者として、お話をさせていただきます。
その項目が答えづらいだろうということは、最初からわかっております。本来は、わかってしかるべきだろうけれども、現状ではなっていないというのは制度の問題としてご提案いただくべきかと考えております。例えば、いくら聞いてもわからないようなものは、不明だとか、また0点を付けるのか、1点を付けるのかという相対的な評価の問題になっていくのではと思っております。どれを聞いても駄目なものは、これは何とかやりましょうよという、そういうご提言をいただけるのではないかと考えております。
- 委員： 我々が評価しなければいけない時には、何らかの基準を持たなければ、公平な評価ができないわけです。その為には、どんな事業をやっていて、どんな団体活動をやっていて、それがどれだけ社会性、必需性があるのかということがわからないと難しい。そして、大変だろうけれども、ある団体が年間通して、これだけの活動を行っていますよ、船橋市は、その中でここの部分は、市として大事だから補助金を出しましょうという話にならないと。やはり市としての必要性、市民に対するサービスとして何が必要なのか。それは今日的な課題や問題点に合致しているのか。そこいらも含めて総合的な判断がもとめられると

思うのです。

委員： この点検シートを改良して、評価していくということですが、誰がやってもある程度同じ答えが出てくるようになっていないと、数値化されていて、そこでできないものは、スケール化できないのだから、それは審議会を作るなどして、個別に対応することにならざるを得ない。大部分は、点検シートで、○×△と書いて判断できるようになる可能性を否定する積もりはないが、100%の補助金点検シートというのはいけません。だからいろいろところで、審議会みたいなものがあるわけで、結局は、第三者意見を入れて、説得性の高い評価になっていくのでしょから。ただ第三者意見を求めざるを得ないケースがあまりにも多いと、申請する方も何でも申請して、申請して通れば勝ちという風になってしまうかもしれず、結果として、点検シートの意味が薄れるばかりか、対処困難な状態が生じる恐れはある。

委員長： ただ、この委員会では基準を作っていくって、この450万円が適正かどうかという判断は、最後は財政課がするのだらうと思うのですね。400万円にするとか、350万円にするとか。我々は、基準を作っていく時に、事業費で公益的でない事業のところ、3分の1で算定をしているではないか。基準としては、個別事業費を考えるべきなんだということと、その際、公益性に応じて3分の1なのか、2分の1なのか、公益性の高いものは2分の1、公益性の低いものは3分の1とか、そういうものを作っていくって、最終的な金額は財政課の査定のところを決めるのでしょね。

事務局： 私どものところというのは、単年度の事業費を決めていく、その時に、その年々の地方財政計画ですとか、税収見込み、そういったもので通常事業費は決めることができます。ところが今回お願いしている補助金については、その裏に補助要綱ですとか、補助規則までついており、そういったもの全て、例えば福祉の場合、制度福祉、これも1つの制度ですが、そうしますと地方財政計画が今年はマイナスだから切りますよということはいけませんというのがございます。それと、先程から先生方のご議論を聞いていて、多分こうだろなと思いますのは、補助対象経費が明確でないものは、確かに私どもも感じております。その辺をこの基準の中で、明らかにしていただければ、と思っております。

委員： そういう意見を評価に反映させる。例えば、対象経費が不明確な場合は大きなマイナス点を付けるとか、それでもいいのではないでしょか。

委員： 特記事項のような形で、例えば市長裁量や人権などを配慮する必要があるのであれば、いくら対象事業が不明確であっても、これは継続する要因があるなど。やはり特記事項を設けるべきだと思います。

委員： 評価の20点というのは、これはどこで決めたのですか。

事務局： 単なる参考です。事務局の方で、とりあえずの基準を作成したものです。

委員： 前回、とりあえずたたき台が無いと難しいからという話があったものですから。

委員： 抽象的なものですから、例えば社会的ニーズが高いと言っても、何をもちて社会的ニーズが高いというのかが難しいところです。

委員長： 委員会の意見は、平均値にするか、それとも多数にするか、そういうところはあると思います。

次回は、例えば市の補助金が全体の事業費の何パーセントに当たっているかということはやっぱ必要だと思います。多いのはおかしいし、自治会連合会のように、結局補助金が100%になるんじゃないかというのは、おかしいのではないかという気がします。自主的な活動が見えなくなってしまうですね。

委員： 本来、市がやるべきことなんですよ。それだったらそれでいいんです。補助金として出すのは、やはりおかしいと。

委員： 判断基準の参考値があれば、例えば、公益性、公平性のところの1番で、補助金の対象事業は、多くの市民があるとあるが、人によって多くの市民の定義が違うでしょうし。日常生活を行う上で、必要不可欠というは、何を以て必要不可欠というのか、こういう条件の時は必要不可欠と考えるとか、何か拠り所が無いと、人によって違ってしまふ。だからここで、多くの市民と言ったら、例えば10%、あるいは5%であっても、それはセーフティネット的にどうしても必要なんだということが別の項目にあって、それをプラスマイナスゼロに変えるだけの力を持ったようなファクターがあればいい話で、多くの市民という言葉がいろいろなところで出てくるけれども、実はよくよく聞いてみるとほとんどが多くの市民ではないですよ。

記入マニュアルのようなもの、例えば緊急性があるという場合、これをやらないと人命にかかわるとか、判断基準の拠り所がないとスケールが決まらない。

委員長： この必要不可欠というは、次の必要性のところに関わってくるので、ここは多くの市民が関わっているかどうか、ということだと思います。必要かどうかというのは、必要性のところに入るのではないのでしょうか。

委員： 不特定多数かどうか。また入ろうと思えばすぐ入れるかどうかなど。

委員： 多くの市民の参加を目的にしていると言いながら、講座は、最大20人であったり、それって全然、言ってることとやってることが違うじゃないかと。そういうのがはっきりしていないと評価出来ないですよ。

委員： 言っていることはわかります。ただ、反対の立場に立つと、例えば何割とか過半数とか、そういう数字を入れるとこの根拠は、となりますから。何で2割なんだ、何で5割なんだとまさにそういう議論が出てきてしまいますからね。

委員： そういうスケール化できないものを極力少なくして、それをカバーするファクターを別の項目に設けるようにしてはどうでしょうか。この曖昧な定義、文言でこのまま確認していくのは少し辛いかなと。

委員長： 今日は、これ以上できないので、事務局と私でもう一度見直してみます。そして、委員の皆さんに送ると同時に、次回も試験的にまたそれでやっていただくということでお願いします。

次回何をやっていただくかというのが次の課題になります。次は1週間後で、あまり時間もないので、それほど直せないと思いますが、自己評価をやってもらうという約束をしておりますので、直したものを今日の担当課に送って、○×△を付けてもらう。

そして次回は、資料2の25番の社会教育課の社会教育関係団体補助金、1番のクリーン推進課の有価物回収組合助成金、それから地域福祉課の関係で、2番の地区社協運営費補助金、8番のミニデイサービス事業補助金、11番の船橋市民生児童委員協議会地区活動費補助金の5つの候補をヒアリングして、その次は26日、時間もありますので、この間にじっくり見直すということにしましょう。

委員： 地区社協の場合は、今日みたいに名寄せして下さい。

委員長： それから申請書と決算書、これも今度は付けてもらいます。

事務局： かなりボリュームが大きいと思います、申請一式となりますと。

委員： おおまかでいいと思います。先程、伺ったA4で1、2枚のもの。

事務局： それは単なる申請書になります。金額が入っているだけで、それだけ見ても何もわかりません。事業内容は、事業計画書として別途厚いものが添付されていると思われます。ですので、申請書と事業計画書を添付するとおっしゃっていただければ用意いたします。

委員長： あるいは、プロジェクターを使いながら、資料を説明してもらうというのはどうですか。

事務局： 当日は、担当課の方に、そういう申請書類一式は、サンプルでもいいから持ってきて

らうということで対処できるようにいたします。またプロジェクターについても調査します。

委員長： 中身がわかるようにしていただく、できないものは別に先送りすればいいので。ではそういう形で、もう1回、基準を考える上でのヒアリングをするということにしましょう。次回については、来週のことですので、セットしていただき、先程の補助金でやりましょう。

委員： 今回のように、試行用のシートを事前にいただけますか。1週間しか時間が無いのですが。

事務局： 今週中、金曜日に発送すれば月曜日には速達で届くと思いますので、そのようにいたします。

委員： 次回は、説明無しで質問だけにしませんか。先に見ておいて、当日は質問だけにした方が、時間を有効に使えると思います。

事務局： 委員長と点検シートの内容について協議させていただいて、それを決めたいので、金曜日中にデータを入れて各委員の皆様にお送りするというようにいたします。

委員： この団体だけ、どうしても間に合わないというものがあれば、それは抜いて構いませんので。そういうところは当日でも結構です。

事務局： 担当課の方にも出来上がったものを渡すのですが、そうしますと日にちが無いのです。

委員長： これはもう1回くらい精査しないといけないので、担当課に事後点検をやってもらうのは、今週ではなくて、その次のところからにしませんか。次のところについて評価してみて、それから渡す、という形にしましょう。

事務局： それでは、担当課に渡すのは、次回以降で、次回にヒアリングをする点検シートについては一部直すということで宜しいでしょうか。

委員長： 今週、私と電話か何かでやり取りしながらで結構でしょう。

事務局： それでは直して今週中にまとめて委員の皆様にお送りします。併せて、担当課にも渡すわけですが、担当課の方も日にちが無いので、おそらく詳細な分析については間に合わないと思われそうですが、その辺についてはご承知下さい。

委員： 基本的には、同じ点検シートを出してもらって、説明しなくていいから、質問だけさせてもらおうと。評価については、もう少し直して、ある程度これでいきましょうというができてからでないと、1回出して、また変わりましたという担当課の方にも良くないでしょうから。

事務局： 次回、11月5日ということで、すぐに依頼文書を送付させていただきますので、宜しく願いいたします。またその次の日程でございますが、お帰りの際にお紙をお渡しいたしますので、FAXかメールにてご連絡いただければと思います。

あと、前回の議事録についてご確認いただきましたので、お帰りの際にお持ちくださいますようお願いいたします。

委員長： それでは、これで議事の方は終わりますけれども、他に皆さんの方で何かございますか。

委員： 年内は12月に1回ということで宜しいですか。

事務局： そうですね。委員長とも相談しながら決めたいと思いますが、最終的には延びてしまうのかなと事務局としても考えておりますので。

委員長： 財政課が補助金の予算を作っていく段階で、いつ頃までに基準ができてくると使える、といったものはあるのですか。

事務局： 予定としましては、今年度できるだけ早めに交付基準を作って、来年度については、周知等図っていかねばなりませんので、予算的には22年度からと考えております。

委員長： では、大分時間が過ぎてしまいましたが、長い間貴重なご議論いただきまして、どうも

有難うございました。これで第2回の委員会を終わりにしたいと思います。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 今泉 正博